

# 宮城 共済のあゆみ

宮城県市町村職員共済組合 <http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

令和7年10月

267



表紙写真  
ご紹介

## 薬菜山から望む、大崎耕土

町のシンボル「薬菜山」で、登山にチャレンジしてみませんか？  
加美富士と呼ばれ、多くの住民に親しまれている薬菜山。標高553mの低山ハイスポットとして、子どもや登山初心者でも登りやすいのが特徴です。頂上からは世界農業遺産「大崎耕土」を一望でき、緑溢れる田園風景や稲穂期に見られる黄金色の絨毯など、四季折々の景色をご覧ください。

登山終わりには、温泉総選挙 2024 で第1位（レジャー／街ぶら部門）を獲得した「やくらい薬師の湯」で、汗を流しましょう！



加美町の観光・アウトドア情報はこちらから！▶



▲加美町公式キャラクター「かみ〜こ」

### CONTENTS

年金制度の改正について	P 2
組合員証・組合員被扶養者証について	P 4
被扶養者の認定基準の変更について	P 4
休業給付の給付上限額相当額等の変更について	P 5
医療費通知の送付時期について	P 5
医療費助成制度について	P 6
健康診断と受診勧奨について	P 7
特定保健指導について	P 8
特定健康診査について	P 9

がん検診・インフルエンザ予防接種助成のご案内	P 9
利率1.2%・お得な共済貯金をぜひご利用ください！	P 10
貯金加入申込書兼受取口座届書	P 11
育児支援品・新生活支援品のご案内	P 12
年末調整(保険料控除)の対象について	P 13
新・団体医療保険について	P 13
入学貸付・修学貸付のご案内	P 14
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書について	P 15
物産事業のご案内	P 15

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

# 年金制度改正法が公布されました

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が令和7年6月20日に公布されました。

この法律は、令和6年の財政検証の結果を受けて、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再配分の強化や私的年金制度の拡充等により、高齢期における生活の安定を図るためのものです。

## 基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する

### 1 社会保険の加入対象の拡大

社会保険の加入要件を見直すことにより、中小企業の短時間労働者などが厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。

#### 加入要件の見直し

現 行	改正後
①給与が月額88,000円以上 ②週の勤務が20時間以上 ③51人以上の企業 ※学生は適用除外	①3年以内に廃止 ②週の勤務が20時間以上 ③令和9年10月から段階的に撤廃 ※学生は適用除外

### 2 保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ(令和9年9月から段階的に実施)

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくするため、厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を引き上げます。

現 行	改正後
長期給付(厚生年金、退職等年金給付)の標準報酬月額の上限 <b>65万円</b>	長期給付(厚生年金、退職等年金給付)の標準報酬月額の上限 <b>75万円</b> (令和9年9月から段階的に引上げ)

### 3 在職老齢年金の見直し(令和8年4月1日から実施)

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるように、一定の収入がある厚生年金受給者の支給停止となる基準を緩和します。

## 4 遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消します。

(男性は令和10年4月1日から実施、女性は令和10年4月1日から20年かけて段階的に実施)

現 行		改 正 後	
妻	30歳未満で夫と死別 5年間の有期給付	男女 共 通	60歳未満で配偶者と死別 原則5年間の有期給付 (配慮が必要な場合は、5年目以降も給付を継続)
	30歳以上で夫と死別 終身給付		・有期給付の収入要件(年収850万円未満)を廃止 ・年金額の増額(有期給付加算、死亡分割)
夫	55歳未満で妻と死別 給付なし		60歳以上で配偶者と死別 終身給付(現行どおり)
	55歳以上で妻と死別 60歳から終身給付		

※60歳未満で配偶者と死別し子がいる場合は、子が条件を超えるまで給付を受け、超えた後から原則5年の有期給付になります。(条件：18歳になった年度末、または障害状態にある20歳未満)

※60歳以上で配偶者と死別された方、改正前から遺族厚生年金を受け取っている方、令和10年度に40歳以上の女性は、現行制度と変わりません。

子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。(令和10年4月1日から実施)

遺族基礎年金を受け取れない父母と生計を同一にしても、子どもが遺族基礎年金を受け取れるようになります。

## 5 その他の見直し

子どもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。iDeCoに加入できる年齢の上限引き上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

今後、実施時期に合わせて、詳細をお知らせしていきます。

# 組合員証・組合員被扶養者証は 令和7年12月2日から利用できなくなります！

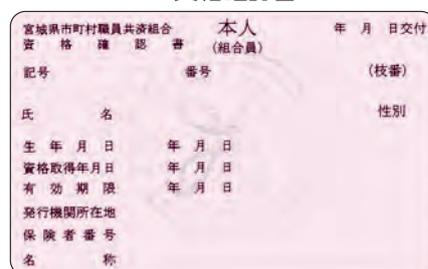
令和6年12月2日に組合員証等の新規発行が終了し、マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)での医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行しました。

現在、お持ちの組合員証等(健康保険証)は、令和7年12月2日以降は医療機関等で利用できなくなることに伴い、マイナ保険証をお持ちでない方等を対象に令和7年11月中にお勤め先の共済事務担当課を經由して資格確認書を交付します。(申請不要)

## 資格確認書が交付される方

- ・マイナンバーカードを取得していない方
  - ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録をしていない方
  - ・マイナ保険証の利用登録を解除した方
  - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
  - ・マイナンバーカードを返納した方
- ※すでに資格確認書が交付されている方には交付されません。

▼資格確認書



## マイナ保険証の利用登録をされている方

追加のお手続きは必要ありませんので、マイナ保険証を医療機関等でご利用ください。  
ご利用する前にマイナンバーカードの有効期限をご確認ください。

- ※お持ちの組合員証等は、令和7年12月2日以降にご自身で破棄してください。
- ※令和7年12月1日までに組合員・被扶養者の方が資格喪失したときは、速やかに組合員証等を返納してください。

## 被扶養者の認定基準の変更について

地方公務員等共済組合法運用方針の一部が改正されたことに伴い、19歳以上23歳未満(組合員の配偶者を除く)の被扶養者の年間収入の額に係る認定要件が130万円未満とされていたところ、150万円未満として取り扱うこととされました。(令和7年10月1日から適用)

令和7年10月1日以降の被扶養者の認定に係る収入の捉え方については、下記のとおりとなります。

認定申請者の区分	60歳未満の者	19歳以上23歳未満の者 (組合員の配偶者を除く。)	60歳以上の者	障害年金を受給している者
年 額	1,300,000円未満	1,500,000円未満	1,800,000円未満	1,800,000円未満
月 額	108,334円未満	125,000円未満	150,000円未満	150,000円未満
日 額	3,612円未満	4,167円未満	5,000円未満	5,000円未満

## 休業給付の給付上限額相当額等の変更について

令和7年8月1日より育児休業手当金、介護休業手当金、育児休業支援手当金および育児時短勤務手当金に係る給付上限相当額および給付金額の算定に用いる基準額が次のとおり変更されました。

### 1 給付上限相当額

(1) 育児休業手当金(給付割合が67/100の場合)※1	14,718円
(2) 育児休業手当金(給付割合が50/100の場合)※2	10,984円
(3) 育児休業支援手当金(給付割合13/100)	2,855円
(4) 介護休業手当金(給付割合67/100)	16,207円

### 2 給付上限相当額を超える標準報酬の等級および標準報酬の月額

(1) 育児休業手当金の場合 第30等級	500,000円
(2) 介護休業手当金の場合 第32等級	560,000円

### 3 育児時短勤務手当金の給付金額の算定に用いる基準額

(1) 育児時短勤務手当金の基準報酬月額相当額	483,300円※3
(2) 育児時短勤務手当の最低限度額	2,411円※4
(3) 育児時短勤務手当金の支給限度額	471,393円※5

- ※1 育児休業手当金の給付割合が67/100となる場合：育児休業開始日から180日目までです。
- ※2 育児休業手当金の給付割合が50/100となる場合：181日目から請求終了日までです。
- ※3 育児時短勤務手当金の基準報酬月額相当額：算定の基礎となる育児時短勤務開始月の標準報酬月額が基準報酬月額相当額を上回る場合、標準報酬月額に代わり算定に使用される額です。
- ※4 育児時短勤務手当金の最低限度額：算定された給付額が最低限度額を下回る場合は、支給しません。
- ※5 育児時短勤務手当金の支給限度額：支給対象月の報酬(給与等)が支給限度額を上回る場合は、支給しません。また、報酬と算定された給付額の合計が支給限度額を上回る場合、支給限度額と報酬の差額を支給します。

## 1月下旬 「医療費通知書」を送付します

(令和7年1月～10月診療分)

組合員および被扶養者のみなさまが医療機関等を受診した際の医療費を記載した「医療費通知書」については、確定申告の医療費控除にご活用いただくため、令和7年1月から10月受診分を1月下旬にお勤め先の共済組合事務担当課を経由してお届けします。

なお、11月および12月受診分につきましては、医療機関等が発行した領収書に基づき申告していただきますようお願いいたします。

また、医療費通知書の再発行は行いませんので、ご注意願います。

詳細については、共済のあゆみ1月号にてお知らせします。

マイナンバーカードを取得された方はマイナポータルの利用者登録、併せてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを行うと、マイナポータルで医療費通知情報の閲覧も可能です。

確定申告は…

1月～10月受診分…医療費通知書

11月～12月受診分…領収書等

で行ってください。



# 市区町村から医療費助成制度を受けることになった方、または受けなくなった方へ

市区町村の条例による医療費助成制度を受けることになった場合、または受けなくなった場合に以下の申告書の提出が必要です。

提出書類	対象者および添付書類
公費負担 該当申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心身障害者医療費助成の適用を受けていなかった方が、適用を受けることになったとき (添付書類：心身障害者医療費受給者証のコピー)</li> <li>●母子・父子家庭医療費助成の適用を受けていなかった方が、適用を受けることになったとき (添付書類：母子・父子家庭医療費受給者証のコピー)</li> </ul>
公費負担 非該当申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得の増加等により心身障害者医療費助成の適用を受けなくなったとき (添付書類：適用を受けなくなったことがわかる書類のコピー)</li> <li>●所得の増加等により母子・父子家庭医療費助成の適用を受けなくなったとき (添付書類：適用を受けなくなったことがわかる書類のコピー)</li> </ul>

※乳幼児等医療費助成制度については、令和5年10月より県内全ての市区町村において所得制限が撤廃されたため、県内に在住している被扶養者についての提出は不要です。

心身障害者医療費受給者証	
受給者番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
受給者	住所 ○○市○○町○○番地○
	氏名 共済 太郎 男
対象者	氏名 共済 太郎 男
	生年月日 昭和○年○月○日
有効期間	令和 ○年 ○月 ○日から 令和 ○年 ○月 ○日まで
市町村長名 及び印	宮城県○○市長 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>
交付年月日	令和 ○年 ○月 ○日

令和○年○月○日	
共済 太郎 様	宮城県○○市長 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>
母子・父子家庭医療費助成支給停止通知書	
資格登録いただきました母子・父子家庭医療費助成につきましては、下記の理由により、下記の期間支給停止になりましたので通知いたします。	
記	
1 却下理由	○○○○○○
2 却下となった期間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで

**Q. なぜ申告が必要なの？**

**A. 附加給付を正しく支給するためです。**

共済組合では、組合員または被扶養者が負担した医療費が一定額を超えたとき、医療機関から請求される診療報酬明細書(レセプト)に基づき、附加給付を支給しています。

ただし、市区町村等から医療費助成を受けている場合は附加給付を支給できませんので、共済組合では市区町村の医療費助成を受けているかどうかの調査を毎年10月に実施しています。

なお、「公費負担該当申告書」の届出をしていないため、附加給付が誤って支給された場合には、後日返還していただくこととなりますのでご注意ください。

◎問い合わせ先 保険課 TEL 022-263-6411

# 健康診断と受診勧奨

～ 重症化を予防し、将来の健康のために ～

特定健康診査(40歳以上の方対象)の結果をもとに、**医療機関への受診が必要と判断される方(優先対応者)へ、共済組合より医療機関への受診勧奨**を実施しています。

健診判定		肥満者の場合	非肥満者の場合
異常 ↑	受診勧奨 (優先対応者)	LDL-C $\geq$ 180mg/dLまたはTG $\geq$ 500mg/dL (空腹時、随時を問わない) 早期に医療機関の受診を!	
	受診勧奨 (生活習慣改善対応者)	140mg/dL $\leq$ LDL-C $<$ 180mg/dLまたは 300mg/dL $\leq$ TG $<$ 500mg/dL (空腹時、随時を問わない) 生活習慣を改善する努力をした上で 医療機関の受診を	
正常 ↓	保健指導	特定保健指導の積 極的な活用と生活 習慣の改善を	生活習慣の改善を
	基準値内	LDL-C $<$ 120mg/dLかつTG $<$ 空腹時150mg/dL (随時175mg/dL)かつ HDL-C $\geq$ 40mg/dL 今後も継続して健診受診を	

## 受診勧奨(優先対応者)に該当する方の病気リスクについて

脂質	LDL-C $\geq$ 180mg/dLの場合、一般的にLDL-C100mg/dL未満の人と比べて、 <b>約3～4倍</b> 、心筋梗塞や狭心症になりやすいとされています。
----	--

## 健診結果・受診勧奨から見える健康課題について

### 脂質

脂質検査の結果、悪玉コレステロールや中性脂肪が高い方が多くいました。飽和脂肪酸が多い動物性の脂肪を控え、多価不飽和脂肪酸が多い植物系の食品や魚を摂取し、コレステロールの多い食品も控えたほうがよいでしょう。ご自身の状態を確認するため、引き続き健診を受けましょう。



【参考】「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」厚生労働省ホームページより

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

## 知ってお得に！セルフメディケーション税制

健康診断や予防接種を受けるなど、一定の健康増進の取り組みを行う人が、ドラッグストアなどで、対象となるOTC医薬品を年間12,000円以上購入した場合、確定申告でその超過分の所得控除を受けられます。

医療機関でみなさんが支払っているのは医療費の一部であり、残りの医療費は共済組合が負担しています。その財源はみなさんの保険料でまかなわれています。

一人ひとりが適切な健康管理のもと、セルフメディケーション(自主服薬)に取り組むことで、医療費の適正化につながります。

※医療費控除と同時に利用することはできません。どちらかの選択となります。



セルフメディケーション  
税 控除 対象

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

# 特定保健指導

## 生活習慣の改善や重症化予防をサポート

特定保健指導とは、特定健康診査の結果、**糖尿病**や**脳卒中**、**心臓病**など**生活習慣病**発症リスクが高いと診断された方の生活習慣改善のため、保健師や栄養士など専門家が支援するプログラムです。

### 対象者

健診結果より、生活習慣病になるリスクが高いと判定された方へ、お勤め先の共済組合事務担当課を経由し、**特定保健指導利用券**をお届けします。

### 保健指導機関

受け取られましたら、保健指導機関を確認し面談日をご予約ください。

### 費用：無料

発症し、治療が始まると肉体的にも経済的にも、家族のご負担も大きくなります。

健康・家族の笑顔のために、特定保健指導をご活用ください。

### 保健指導プログラム ご案内～サポート終了までの流れ



## 特定保健指導の判定基準

### ステップ 1

#### A 腹囲

男性 85cm以上  
女性 90cm以上

#### B BMI (※) 25以上

#### 腹囲

男性85cm未満  
女性90cm未満

※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

### ステップ 2

- ①**血糖** 空腹時血糖100mg/dl以上 または ヘモグロビンA1c5.6%以上
- ②**脂質** 中性脂肪150mg/dl以上 または HDLコレステロール40mg/dl未満
- ③**血圧** 収縮期血圧130mmHg以上 または 85mmHg以上
- ④**喫煙歴** ①～③が1つ以上ある場合のみカウント



◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

# 特定健康診査

**自分の身体、健診で知りましょう。年に1度は必ず受診を！**

共済組合が発行した特定健康診査受診券を使用いただくと**無料**で受診することができます。(オプション検査は自己負担)

自覚症状がなく進行する生活習慣病の予防・早期発見のため受診いただくようお願いいたします。

パート先などで健診を受けられた被扶養者の方は健診結果の提供にご協力ください。

検査項目を満たす健診結果は、共済組合が国へ報告する特定健診実績にカウントされます。提供の際のご確認に協力をお願いします。



## 特定健診・検査項目

質問票	既往歴・服薬歴・喫煙歴・自覚症状等
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧測定	収縮期・拡張期
脂質検査	中性脂肪(TG)・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)
血糖検査	次のうちいずれか 空腹時血糖・随時血糖・HbA1c
尿検査	尿蛋白・尿糖

特定健康診査は、生活習慣病の予防を目的に、共済組合が40歳から74歳までの組合員・被扶養者に対し実施することを義務付けられております。みなさまの健康維持・増進に資するため、ひいては医療費適正化による掛金・負担金軽減のため、特定健診受診・健診結果の提供をお願いいたします。

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

## がん検診・インフルエンザ予防接種 助成

検診・予防接種を受けた際の領収書等をお勤め先の共済事務担当課に提出してください。共済事務担当課を経由し助成金を交付します。(任意継続組合員を除く。)

### 乳がん検診

助成対象：組合員  
助成金額：2,300円

### 子宮がん検診

助成対象：組合員  
助成金額：3,100円

### 前立腺がん検診

助成対象：50歳以上の  
組合員  
助成金額：1,000円

### インフルエンザ予防接種

助成対象：組合員、被扶養者(65歳以上の者を除く)  
助成金額：1,000円  
助成回数：当該年度 年1回  
接種日において13歳未満の被扶養者は、  
2回まで助成対象。  
助成対象接種期間：  
10月から翌年1月に接種分

※いずれの助成も負担額が助成金額を下回ったときは、実費負担分の助成となります。

※人間ドック利用券を使用し、人間ドックに併せてがん検診を受診した方は、がん検診助成額を引いた金額のみ負担しているため、重ねて所属所経由の助成は受けられません。



◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413



# お得な共済貯金を ぜひご利用ください！

共済貯金は組合員(※)のみなさまの生活の安定と福利厚生を目的とした事業です。  
共済貯金の積立方法は毎月の給与から天引きされる定例積立・賞与積立、任意のタイミングで積立可能な臨時積立の3種類。しかも、臨時積立のみの利用も可能ですので、一時金などお金に余裕があるときだけ積み立てたい！という方にもおすすめです。

(※)組合員であれば、会計年度任用職員の方、再任用の方、短期組合員の方も加入することができます。

## 臨時積立をされる皆様へお願い

臨時積立の際は例のようにお振込人名の前に組合員等記号番号をお書きのうえ、お振込ください。

例：999-999 モリノ ミヤコ

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 「組合員貯金残高通知書」をお送りします

「組合員貯金残高通知書」を年2回、共済事務担当課経由でお送りしています。  
貯金の受取口座も記載されていますので、ご確認をお願いします。  
なお、利息については年度末に組み入れのため、今回お送りする残高通知書には記載されませんのでご了承ください。

### 共済貯金締切日および払戻日のお知らせ

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和7年10月	10/1(水)	10/10(金)	10/10(金)	10/20(月)	10/20(月)	10/31(金)
11月	11/4(火)	11/10(月)	11/10(月)	11/20(木)	11/20(木)	11/28(金)
12月	12/1(月)	12/10(水)	12/10(水)	12/19(金)	12/19(金)	12/25(木)

貯金事業ホームページ： <https://www.kyosai-miyagi.or.jp/fukushi/chokin.html>



◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

## 貯金加入申込書 兼 受取口座届書

組合員等 記号番号	—	所属所	
フリガナ			届出事由  <b>新規加入</b>
組合員氏名 (口座名義)			

**\* 定例・賞与・臨時のいずれの1つでも共済組合貯金に加入できます。希望する積立種類に必要な事項を記入してください。**

	積立種類	積立金額	積立開始時期
積立内容	<input type="checkbox"/> 定例積立	円	
	<input type="checkbox"/> 賞与積立	<input type="checkbox"/> 6月	令和 年 6月 賞与から
		<input type="checkbox"/> 12月	令和 年 12月 賞与から
	<input type="checkbox"/> 臨時積立	* 貯金臨時積立報告書を提出してください。	

受取口座	金融機関		本支店名		預金種目	口座番号
	コード	名称	コード	名称	普通	

* 非課税限度額	円
----------	---

上記のとおり届け出ます。  
 宮城県市町村職員共済組合理事長 様  
 令和 年 月 日  
 住所  
 届出者  
 (氏名欄は自ら署名・押印してください) 氏名 ⑩

上記の記載事項に、誤りがないことを確認しました。  (担当者確認欄【レ点】)

宮城県市町村職員共済組合理事長 様  
 令和 年 月 日  
 職名  
 所属所長  
 氏名

※積立開始希望月の前月20日までに提出してください。  
 ※共済貯金は、利息の支払い時に原則として支払利息の20.315%を源泉分離課税として控除されます。ただし、少額貯蓄非課税制度(マル優限度額350万円)の有資格者に該当する方は、特例により非課税扱いとなりますので、手続きが必要です。  
 ※詳細は総務課までお問い合わせください。

こちらから貯金加入申込書をダウンロードできます。 →   
 ※申込書は共済担当課へご提出ください。

(こちらのページをコピーしてご提出していただいてもかまいません)

組 合 処 理 欄		
処理者	検印者	備 考

# 育児支援品 ♥ 新生活支援品 ♥ のご案内

共済組合では、結婚や出産を機に生活環境などが変化する組合員の生活支援を目的とした参考図書等を交付しております。ぜひ、お役立てください。

## 育児支援品

対象者：お子様が誕生した組合員(任意継続組合員を含む)

好評  
です

月刊誌「Akachanと」、「赤ちゃん育児なんでもQ&A」、「産後ママのからだ相談室」をお贈りします。



♥「Akachanと」は月刊誌で毎月届きます。(1年間で12冊) 初めての子育て、二人目、三人目の子育てにも、とても頼りになる本で、ホっとした時間にぜひお読みいただければと思います。

## 新生活支援品

対象者：結婚した組合員(任意継続組合員を含む)

健康で  
充実した  
新生活を!



歯の健康は  
心と身体の健康  
につながります



保養所パレス松洲の「ご宿泊招待券」、「エコバッグ」、「電動歯ブラシ(替えブラシ付)」をお贈りします。

## 申請方法

次の申請書および添付書類を、共済組合事務担当課に提出してください。  
月末締切り、翌月末までにお届けします。

### 新生活支援品

- ♥新生活支援品等交付申請書
- ♥婚姻したことがわかる書類(戸籍謄本など)

お勤め先の共済組合事務担当課を経由してお届けします。

### 育児支援品

- ♥育児支援品等交付申請書
- ♥母子健康手帳の表紙(写)等

ご自宅へ直接お届けします。

◎問い合わせ先 福祉課 TEL 022-263-6413

## ※間もなく年末調整の時期となります！

団体保険のうち年末調整（保険料控除）の対象となる保険は以下のとおりです。

### ◎遺族附加年金事業（明治安田）

- 遺族附加年金事業
  - 遺族附加年金ワイド
  - 重病克服支援制度
  - 総合医療保障制度（入院日額型）
  - 総合医療保障制度（先進医療型）
  - 医療保障保険
  - 給付継続コース
  - 積立年金プラン
  - 長期療養コース
- 上記の8つの保険は所定の「**生命保険料控除の対象**」となります。
- 休職サポート制度
  - 医療サポート
- 上記の3つの保険は「**介護医療保険料控除の対象**」となります。

### ◎団体保険（損害保険ジャパン）

- 所得補償保険
  - 新・団体医療保険
  - 親子のちから
- 上記の3つの保険は「**介護医療保険料控除の対象**」となります。

◎リビングリスク（明治安田）、傷害総合保険、公務員賠償責任保険（損害保険ジャパン）は、年末調整の対象とはなりませんのでご注意ください。

※年末調整の手続き等は、各職場の共済事務担当課にお問い合わせください。

有限会社みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「新・団体医療保険」をご紹介します。

## 「新・団体医療保険」

団体割引  
15%

病気による入院・手術・退院後通院を補償します（※死亡保障がないため少ない掛金で大きな保障）

### 病気による入院



- ・入院補償は1日目からお支払（日帰り入院も対象）
- ・所定の手術を受けた場合

### 三大疾病診断保険金



- ・三大疾病と診断され、所定の支払事由に該当した場合（がんの場合は初めてのがん、または、がんが完治後の再発・転移した場合）

### 先進医療等費用



- ・日本国内で先進医療（※）や臓器移植術を受けた場合  
※詳細はパンフレットに記載

### 退院後の通院

- ・病気で継続して4日を超えて入院され、退院後に通院された場合

Aプラン

入院日額 **10,000円**  
手術 **重大手術40万円・入院中20万円・外来5万円**

**100万円**

**300万円**

1日つき **4,000円**  
(30日限度)

(例)40~44歳  
保険料月々  
**2,310円**

○ 保険期間：令和7年7月1日午後4時から1年間。毎月中途加入も受付しております。

○ 加入対象：組合員、組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の家族

○ 加入資格：加入の際の医師の診査は不要ですが、健康告知をお願いします。（告知の内容によってはご加入をお断りする場合があります。）

■ご加入をご検討・ご希望の場合はパンフレットをお送りいたします。下記取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### お問い合わせは下記取扱代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店  
有限会社 みやぎ共済  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号  
TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785  
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで  
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

### 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 仙台支店法人第一支社  
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35  
TEL 050-3788-3655 FAX 022-298-2271  
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで  
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)  
承認番号 SJ25-06357 作成日 2025年8月26日

# 入学貸付・修学貸付のご案内

年利率 **1.26%** (変動)

共済組合では、入学や在学中にかかる費用の貸付けを行っております。  
学費や家賃等のお支払いに入学貸付・修学貸付をご利用ください。

お申込みを  
お待ちしております!!

## <対象者>

組合員およびその被扶養者  
(被扶養者でない子を含む)

## <対象の学校>

注) 大学院：入学貸付のみ対象  
学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、  
大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校および各種学校、  
これらに準ずる外国の教育機関

## <対象になる費用>

入学金、授業料、同時に納入する諸費用、教材費(パソコン・教科書等)、通学費、寮費等、賃貸費用(同時に納入する諸費用・生活必需品の購入費用等)、その他必要な費用

※入学および修学貸付の対象とならない学校等の場合は、普通貸付が利用できます。

## ■入学貸付

申込書を受付後、**7営業日以内**に送金します!

貸付金額	限度額
1万円～200万円(1万円単位)	対象者それぞれに、入学ごとに、給料月額6ヵ月に相当する金額で200万円 【限度額の計算例】 322,000円×6ヵ月=1,932,000円→193万円限度

【入学貸付の償還金額の例】

貸付金額	毎月償還の場合		ボーナス併用償還の場合		据置期間の利息 毎月の償還額
	毎月の償還額	ボーナス併用償還の場合 毎月の償還額	ボーナス分償還額	毎月の償還額	
120万円	10,648円	7,093円	21,279円	1,260円	
180万円	15,973円	10,639円	31,917円	1,890円	
200万円	17,747円	11,821円	35,463円	2,100円	

入学貸付は  
随時送金

※申込書類に不備があった場合は、送金が遅れますので、ご了承ください。

## ■修学貸付

2月・3月・4月にお申込みの場合、1年間(4月～翌年3月)の費用を貸付けします!

※5月以降お申込みの場合は、申込月が経過するごとに貸付金額が変わります。

貸付金額	限度額	受付日と送金日
1万円～180万円 (1万円単位)	通学する学校の修業年限(4年制の場合は4年)を限度に、 対象者それぞれに、一学年ごとに、180万円 年度毎180万円(対象者ごと)×修業年限の年数	1日～15日受付→受付月の末日 16日～月末受付→受付月の翌月15日 ※休日の場合は、前営業日に送金します

修学貸付は  
送金日が  
月2回!

【2月・3月・4月 お申込みの場合の貸付金額】

12万円	60万円	108万円	156万円
24万円	72万円	120万円	168万円
36万円	84万円	132万円	180万円
48万円	96万円	144万円	

【修学貸付の償還金額の例】

貸付金額	毎月償還の場合		ボーナス併用償還の場合		据置期間の利息 毎月の償還額
	毎月の償還額	ボーナス併用償還の場合 毎月の償還額	ボーナス分償還額	毎月の償還額	
84万円	9,203円	5,487円	16,461円	882円	
120万円	9,740円	5,988円	17,964円	1,260円	
180万円	12,976円	8,649円	25,947円	1,890円	

## ■申込対象者ごとに利用可能な貸付内容・限度額例

申込対象者ごと	高校1年(入学)	高校2年	高校3年	大学1年(入学)	大学2年	大学3年	大学4年	大学院
入学貸付	限度額200万円	-	-	限度額200万円	-	-	-	限度額200万円
修学貸付	限度額180万円	対象外						

## ■お申込み書類

お勤め先の共済事務担当課を通じてお申込みください。

- ① 貸付申込書
- ② 借入状況等申告書
- ③ 団体信用生命保険加入申込書(任意加入)
- ④ 給与明細書のコピー(貸付申込月のもの・給料月額確認用)
- ⑤ 合格通知書、入学許可証等のコピー(入学貸付の場合)
- ⑥ 在学証明書(修学貸付の場合)※入学時のみ、在学証明書に代えて合格通知書等のコピー可
- ⑦ 入学・修学に必要な費用がわかる書類(入学金、授業料等が確認できるもの・賃貸借契約書のコピー等)
- ⑧ 戸籍抄本または住民票(対象者が被扶養者でない子の場合)

- ◆①②③の書類は共済事務担当課にあります。
- ◆他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と償還額がわかる書類(償還表等のコピー)が必要となります。
- ◆他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額および年間の返済額が、給料月額および年収額の30%を超える場合はお申込みできません。
- ◆任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくこととなります。そのため、貸付金限度額等については、この限りではありませんのでご注意ください。

貸付金額、償還金額等は共済組合のホームページでご覧いただけます。



◎問い合わせ先 福祉課 TEL 022-263-6413

## 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を発行します。

10年以上の住宅貸付、在宅介護対応住宅貸付、災害貸付を利用して住宅を新築、購入、増改築等をした場合に、一定の要件を満たしたとき、所得税額から住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

該当する方には、貸付年月日に応じて、年末調整用は令和7年11月上旬に、確定申告用は令和8年1月上旬に共済組合事務担当課を經由して送付いたします。

なお、住宅借入金等特別控除の詳細につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

## 物資事業のご案内

### 年利2%で叶える、カーライフ



#### 自動車

対象	自動車、軽自動車
金利	<b>年2.0%</b>
立替額	10万円～300万円(5万円単位)

#### 一般物資

対象	バイク、カメラ、時計等
金利	<b>無利息</b>
立替額	1万円～80万円(1,000円単位)

#### 【ご利用の流れ】

「購入票」を指定店へ提出→共済組合が代金を立替

→翌々月から給与天引きによる月払い・ボーナス併用で共済組合へ分割償還開始

お気軽に  
ご相談ください!

詳しいお手続き方法はコチラをご覧ください。➡



福祉課 TEL 022-263-6413

華やかに、厳かに。  
秋の夜長の松島へ。

円通院 松島紅葉ライトアップ

2025年10月25日(土)～11月24日(月・振休)

瑞巖寺 秋の夜間参拝

2025年10月24日(金)～11月24日(月・振休)

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>

